

岡崎市立矢作北小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。いじめは、どの児童も被害者にも加害者にもなる可能性がある行為である。これらの基本的な考えを基に、教職員は普段からいじめの未然防止に努めるとともに、日頃から些細な兆候を見逃さないようにし、いじめがあった場合には迅速かつ組織的に対応していく必要がある。

矢作北小学校では、「校訓『熟考努力』」の精神を身に付け、生涯を通して学ぶとともに、心豊かでたくましく生きる子供の育成に努める」ことを教育目標とし、「子供たちが自ら進んで考え、生き生きと活動する活力あふれる学校」「かかわりを通して、子供同士が豊かな人間関係を育み、鍛える学校生活」「教職員が子供たちに寄り添い、一人一人を尊重し、生かしていく教育活動」「保護者や地域の人が手を携え、喜んで協力・応援したくなる学校風土」の実現を図るなかで「自ら進んで考え実践し、笑顔あふれ、活気に満ちた学校づくり」をめざして日々の教育活動に取り組んでいる。学校生活においては、「自己存在感を高めること・共感的な人間関係を育成すること・自己決定の場を与えること」の3点に留意した生徒指導を心がけることで、よりよい学校づくり、子供が通いたくなる学校づくりを目指したい。また、インターネットやスマートフォンの普及に伴い、知らず知らずの間に子供がネット犯罪に巻き込まれる事例も数多く報告されている。性に関する課題や多様な背景をもつ児童への配慮等、さまざまな子供の状況に応じた生活指導を進めることで子供にとって安心、安全な居場所となる学校づくりが求められる。こうした課題に向き合い、子供一人一人を大切に、温かい人間関係をつくれるよう、いじめの未然防止や早期発見・早期対応につなげたいと考えている。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、校務主任補佐、学年主任、生活指導主任、養護教諭、担任、関係職員、スクールカウンセラーで構成し、必要に応じて、スクールソーシャルワーカー・臨床心理士・弁護士・警察OB・児相職員等の外部専門家を加える。

「いじめ対策委員会」の役割

ア 「岡崎市立矢作北小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・生活アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページを通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめあるいはいじめの疑い（けんかやふざけ合い等）があるとの情報があった場合は、双方からの正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調

査を行い、児童の感じる被害性に着目し、本人が心身の苦痛を感じている場合、いじめと判断する。

- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ組織的に対応し、被害児童を徹底して守り通す。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

令和7年度は、暴言を含めた相手の感情を逆なでするような発言を繰り返してあおる行為や、相手に対して手を出してしまう事案が多く、指導をしても繰り返されることがあった。児童の現状や発生した問題行動等を分析すると、言語によるコミュニケーション力の不足やそもそもあるべき姿への価値観の乏しさに起因していることがうかがえる。また、下校後のトラブルも数多く報告されている。その内訳は、暴言暴力にはじまり、金品の絡んだトラブルの報告もある。また、他校の児童と公園でトラブルになることもあった。各児童がもつ精神状況や行動の背景をつかみ、適切な指導が行えるように下記のような対策をとる。

- ・児童や保護者との信頼関係を深め、寄り添った指導に努める。
- ・児童の交友関係を把握し、問題の早期発見と解決に努める。
- ・いじめを許さない思いやりに充ちた学級づくりを推進する。
- ・望ましい人間関係を築けるように、ソーシャルスキルやコミュニケーション能力の向上に向けた指導に努める。
- ・月曜集会や一斉下校などで、全校児童に向けて、下校後の過ごし方の指導を行う。

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 「いじめを見逃さない」学校に向けて共通理解し、共通実践を図る。
- イ 自分の思いや考えが伝えられるように、言語能力が高まる授業づくりに努める。
- ウ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感・自己有用感を育む学級づくりに努める。
- エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、人と関わる体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- オ 情報モラル教育を推進し、児童がスマートフォンやゲーム機、SNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- カ 自立作用が働く仲間や集団となるようにする。

<いじめ未然防止のポイント>

- 「いじめを解決できるのは教師だけである」「いじめを見逃さない」という自覚を教師自身が常に明確にもつ。
- 全児童に対して、「心の居場所・存在感を実感できる学級」づくりを目指すことにより、「いじめを許さない学級」「いじめを見かけたら注意し合える学級」を築いていく。
- いじめは絶対に許さないという教師の姿勢を、日頃の言動により児童に示す。
- 児童の些細な変化に気付いたら、教師は積極的に声をかけ、児童が何でも気軽に相談できる雰囲気づくりに心がける。また、児童一人一人と話し合う機会をできるだけ多くもつことができるよう工夫する。
- いじめに対する教師の認識を高める現職研修を実施し、事前事後の対応まで綿密に打ち合せた

上で定期的にいじめ調査を実施し、いじめの早期発見に努める。

- 定期的ないじめ調査から、いじめにつながる事案（疑い）が浮かび上がってきた場合は、できる限り速やかに、情報を職員や必要に応じた関係機関と共有し、関係児童との面接方法や関係保護者との連携方法を工夫し、真相の究明から事後の指導までを徹底して行い、問題の早期全面解決を組織的に目指す。
- 登下校時の様子についても、通学団会を頻繁に実施して、実態把握に努め、保護者や地域の方々からの報告に即時誠実に対応しながら、未然防止・早期解決に努める。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員同士の情報交換と組織対応を進める。
- イ 児童の表情や人間関係を普段から観察し、変化を見逃さないようにする。
- ウ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- エ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- オ 生活アンケート（基本的に学期に2回）や個別面談を実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- カ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- キ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと家庭や児童の情報を交換しながら、問題の早期発見に努める。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - いじめの疑い・発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
 - イ いじめられた児童からの事実確認及び保護者への対応
 - ・管理職や関係職員でこれまでの経過を共通理解し、家庭訪問を行う際の配慮すべき点を確認する。家庭訪問には、学年主任等が担任に同行するなど、複数で対応する。
- 「児童への対応」**
- ・保護者の了解を得た上で、事実確認を行う。
 - ・児童の思いや願いをしっかりと聞きながら、可能な限り詳細に聞く。
 - ・児童の心情として、いじめられている事実を正直に言えない場合や、感情が高ぶることがあるため、時間をかけて共感的にじっくりと聞きながら事実確認をする。
 - ・状況に応じて、スクールカウンセラーなどの協力も要請する。
- 「保護者への対応」**
- ・保護者の思いをしっかりと聞き、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪をする。
 - ・児童と保護者に、学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、具体的な対応については、今後、継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。
 - ・状況に応じて、スクールカウンセラーなどの協力も要請する。
- ウ 対応方針の決定及び役割分担
 - ・管理職や関係職員で、これまでの情報と家庭訪問で得た情報を基に協議し、課題を明確にすると共に、今後の指導方針及び指導内容、役割分担について決定する。

- ・収集した情報は速やかに生活指導主任や管理職に伝えることができるように、教師の情報連絡体制を整える。

エ いじめた児童・周囲の児童からの事実の調査・確認

- ・5W1Hに基づき、正確に事実を把握する。聞き取る際には、児童の人権やプライバシーに配慮すると共に、思い込みや憶測が入らないように慎重に行う。
- ・いじめた児童から聞き取る際には、心理的な圧迫感を与えないように慎重に行う。
- ・周囲の児童から聞き取る際には、例えば、グループで面接し、「困っている友達はいないかな」などの問いかけから聞き取りを行うなどの工夫を行う。

オ いじめた児童・保護者への対応

- ・家庭訪問等により、児童と保護者に直接対応する。その際、担任だけでなく学年主任が同席するなど、複数の教師で対応する。
- ・児童に、確認した事実に基づき、行った行為及びその行為を受けた児童の心情を伝える。そして、行為の重大性に気付かせ、反省を促すと共に、謝罪の方法等について共に考えながら指導する。
- ・保護者に、いじめの解決を通して児童のよりよい成長を促したいという教師の願いを伝え、協力を求める。
- ・保護者が孤立感を感じないように配慮し、保護者と共に解決に向けての取り組みを考えながら、家庭での児童への接し方などについて助言する。

カ 学級・学年全体への指導

- ・いじめられた者のつらさを理解させると共に、はやし立てたり傍観したりする行為がいじめを助長させることを理解させ、いじめを許さない態度の育成を図る。
- ・いじめの事実を伝えて指導する場合は、必ず本人と保護者の了解を得て行う。

キ 指導の継続

- ・担任は、いじめられた児童やいじめた児童の保護者に指導経過を報告したり、その後の家庭での様子について情報交換したりするなど、継続して児童の成長を見守る。
- ・関係した児童の成長についての情報を教師間で定期的に交換し、共有化を図る。また、教師から声をかけ、見守ってくれているという安心感を与えるようにする。

ク 関係機関との連携

- ・児童に対する継続的なカウンセリングを依頼するなど、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、相談機関と連携を図る。
- ・暴力や恐喝を伴ういじめについては、早急に警察との連携を図る。

ケ いじめのない集団づくり

いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

コ ネット上のいじめ

- ・ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- ・事例で学ぶネットモラル等を使用して情報モラルを指導する。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに岡崎市教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDC Aサイクル (Plan →Do→Check→Action) で見直し、実効性のある取組となるよう努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ対策委員会ではじめに関する取組の検証・改善を図る。

6 その他

(1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

(2) 「学校いじめ基本方針」は、ホームページに掲載する。

(3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

(4) 保護者にも懇談会や学校診断アンケート等ではじめの有無についてアンケートを計画し実施する。

【学校が調査主体となるいじめに関する聴取について】

1 調査対象 児童、保護者、教職員 (学級、学年、部活動等)、関係児童等

2 調査内容 ・いつ (いつ頃から)

・誰から行われ

・どのような状態であったか

・いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係についてどのような問題があったのか

・学校、教職員のこれまでの指導経過 等

3 該当児童の保護者への情報の適切な提供

・調査結果 (及びこの後の支援方法) について、当該児童及び保護者に説明する。また、希望する場合には、いじめを受けた児童またはその保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えることができる。

4 調査結果の報告の様式

1 当該児童

(学校名)

(学年・学級・性別)

(氏名)

2 欠席期間・当該児童の状況

3 調査の概要

(調査期間)

(調査組織)

(外部専門家が調査に参加した場合は、当該者の属性)

4 調査内容

①当該児童・保護者

②教職員

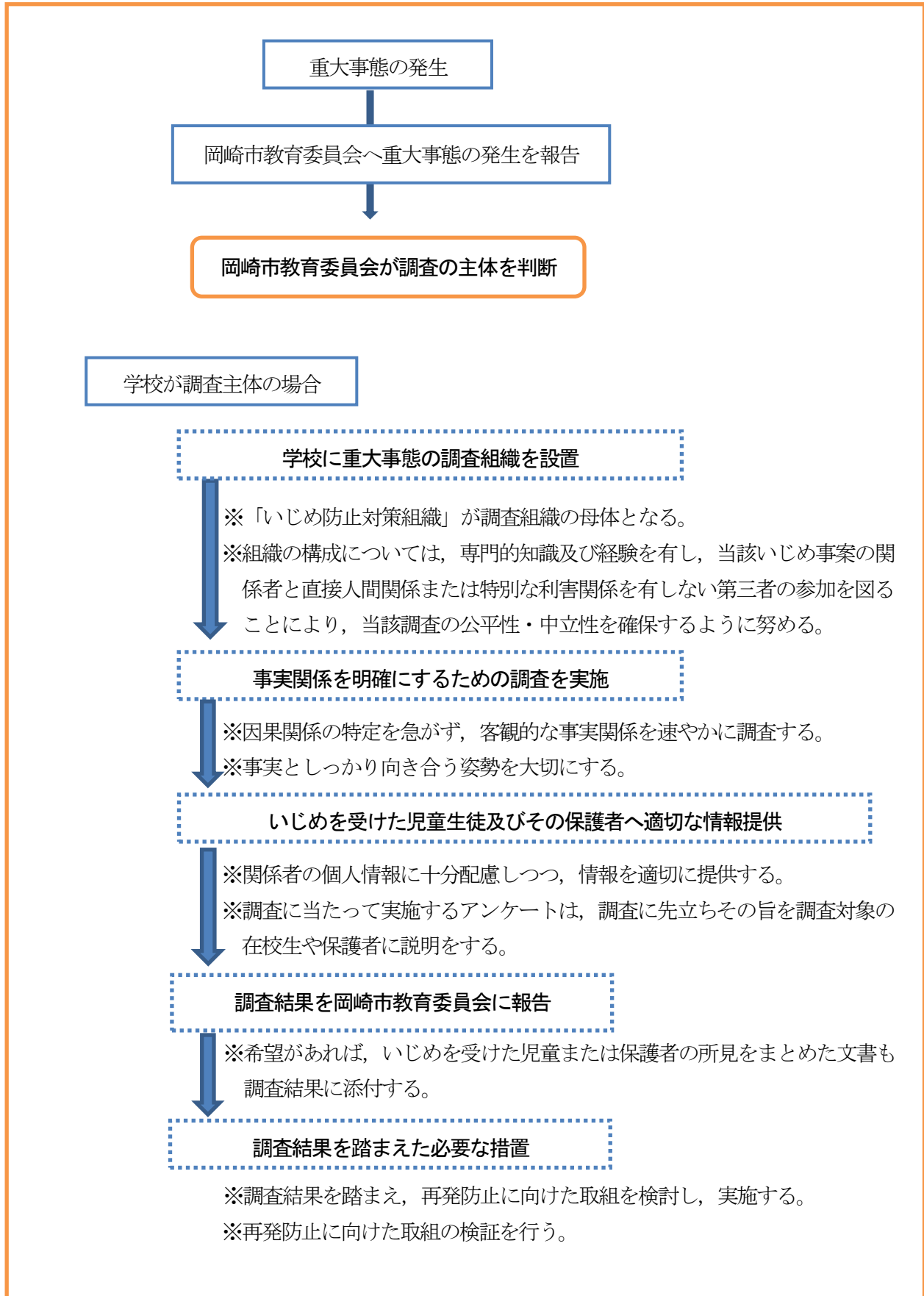
③関係する児童・保護者

④その他

5 今後の当該児童への支援方法

※重大事態発生時の担当及び文書作成は、教頭とする。

【重大事態の対応フロー図】



<年間計画>

	いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○相談室やSC・SSWの児童、保護者への周知 ○学級開き，学年開き	○いじめ相談窓口の児童，保護者への周知 ○身体測定	○授業参観 ○家庭訪問
5月	○現職研修①「児童生徒理解と学級づくり」	○保健指導（心と体の成長）	○「生活アンケート」の実施→児童との面談	○運動会 ○資源回収
6月		○情報モラル指導（ネットモラル）…以下，実態に合わせ定期的に指導	○WebQUの実施→検証 ○「生活アンケート」の実施→児童との面談	
7月	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○終業式後の生活指導		○個人懇談会 ○学校評議員会
8月	○中間評価→検証・改善			
9月			○身体測定 ○「生活アンケート」の実施→児童との面談	○授業参観
10月	○現職研修②「いじめの早期発見」			
11月		○情報モラル指導	○「生活アンケート」の実施→児童との面談	○資源回収 ○学校評議員への学校行事・授業の公開
12月	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○人権週間（講話） ○赤い羽根募金活動 ○米作り感謝の会 ○終業式後の生活指導		○個人懇談会
1月		○保健指導（命の大切さ）	○身体測定	○やきたっ子オンステージ ○資源回収
2月	○自己評価	○情報モラル指導	○WebQUの実施→検証 ○「生活アンケート」の実施→児童との面談	○保護者への学校評価アンケート
3月	○学校関係者評価の結果を検証し，「基本方針」の見直し	○感謝の会 ○卒業を祝う会		○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○集会における生活の話 ○道徳教育，体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談	○あいさつ運動

- ・職員会議時に，児童の様子について情報交換を行い，職員間の共通理解を図る。
- ・スクールカウンセラーは，原則として月1回水曜午前と金曜午後にカウンセリングを行い，保健主事・生活指導主任・養護教諭・担任と協力しながら問題解決を図る。

- ・いじめ対策委員会を行った際には、該当職員が議事録を作成し、その後の指導等に役立てる。
- ・重大事態や重大事態が疑われる場合は、議事録を教育委員会へ提出する。また、教育委員会の設置する「いじめ対応支援チーム」から指導・助言を受け、より具体的な対応を適切に行う。